

コノハナノサクヤヒメの神話

——古事記の表現を中心として——

原田雅子

一、はじめに

コノハナノサクヤヒメ（以下、サクヤヒメとする）とイハナガヒメの神話は、古事記と日本書紀第九段一書第一にみられる。両書の伝承とも、人間一般の生命ではなく皇孫二ニギの子の短命を語る点で王権神話の様相を呈し、ニニギとサクヤヒメとの結婚に至るまでの話の展開が類似していることから、同一とはいえないまでも酷似した文字資料から成ったものと推察される。しかし、皇祖の呼称に対し、記では「天神御子」を、紀では「天孫」「皇孫」を、当該神話に限らず用いていることを考えると、両編者が所持していた資料をそのまま引き写したとは考えにくく、細部まで拘るかどうか程度の差があるにしても、両編者の意に沿うよう資料に手を加えて載録したもののが現在記紀にみえている短命起源神話であると考える。そうした考え方のとでは、記紀間で相違している点に各々の編者の主張が表れている可能性が高いと思われる。以下、古事記と日本書紀の表現に拘りながら、当該神話の主

題・特徴を考察する。

○ まず、記紀のサクヤヒメの神話から本論に関わる部分を引用する。

於是天津日高日子番能邇邇芸能命、於笠沙御前、遇麗美
人。爾問誰女、答白之、大山津見神之女、名神阿多都比壳、
此神名以音。亦名謂木花之佐久夜毘売。此五字以音。又問下有汝之
兄弟乎、答白我姉石長比壳在也。爾詔、吾欲目合汝奈
何。答白僕不得白。僕父大山津見神將白。故、乞遣其父
大山津見神之時、大歡喜而、副其姉石長比壳、令持百取
机代之物奉出。故爾其姉者、因甚凶醜、見畏而返送、唯
留其弟木花之佐久夜毘売以、一宿為婚。爾大山津見神、
因返石長比壳而、大恥、白送言、我之女二並立奉由者、
使三石長比壳者、天神御子之命、雖雪零風吹、恒如石而、
常堅不動坐。亦使木花之佐久夜毘売者、如木花之榮、榮
坐、宇氣比弓。自宇下四字以音。貢進。此令返石長比壳而、
獨留木花之佐久夜毘売。故、天神御子之御寿者、木花之阿

摩比能微 此五字以音。坐。故、是以至于今、天皇命等之御命

不長也。

《古事記上卷》

○時彼國有「美人」名曰「鹿葦津姫」亦名神吾田津姫亦名木花之園耶姫。皇孫問「此美人」曰「汝誰之子耶」對曰「妾是天神娶「大山祇神」所生兒也。皇孫因而幸之。

《日本書紀神代卷第九段本文》

○時皇孫因立「宮殿」是焉遊息。後遊「幸海浜」見「一美人」。皇孫問曰「汝是誰之子耶」對曰「妾是大山祇神之子」。名神吾田鹿葦津姫亦名木花開耶姫。因白亦吾姊磐長姫在。皇孫曰「吾欲以汝為妻如之何」對曰「妾父大山祇神在請以垂問」。皇孫因謂「大山祇神」曰「吾見汝之女子欲以為妻」。於是大山祇神乃使「二女」持「百机飲食奉進」。時皇孫謂「姊為醜」不御而罷。妹有國色引而幸之。則一夜有

身。故磐長姫大懸而詛之曰「假使天孫不斥妾而御者生兒永寿有如磐石之常存」。今既不然唯弟獨見御。故其生兒必如「木花」之移落。一云磐長姫恥恨而睡泣之曰「顯見蒼生者如「木花」之俄遷転當衰去矣」。此世人短折之緣也。

《日本書紀神代卷第九段一書第二》

天孫又問曰「其於秀起波穗之上起八尋殿而手玉玲瓏織経之少女者是誰之子女耶」答曰「大山祇神之女等大号「磐長姫」少号「木花開耶姫」亦号「豐吾田津姫」云云。皇孫因幸「豐吾田津姫」。

《日本書紀神代卷第九段一書第六》

後述するように、当該神話はインドネシアなどで採集された所謂「バナナ・タイプ」の死の起源説明神話であったと推察される。記紀の王権神話においては、天孫降臨の直後、天孫ニニギが地上はじめて国神の娘と婚姻関係を結ぶという重要な位置にあるといえ、この後、葦原中國（天下）に王として君臨する天皇のありよう大きく関わる一条であると思われる。インドネシアのバナナ・タイプとの比較を通して、記紀の当該神話の主題と、それを支える独自の展開を明らかにし、さらに記紀間での表現の相違に注目して、両書の神話の特徴、各編述者の意図などを探っていくたいと思う。

はじめに、記紀の比較では、イハナガヒメの容姿が「醜」とされていることの意味について考える。さらに「醜」についての記紀両書における表現の違いに注目する。

次に、短命の由来に関わって、古事記が「うけひ」、日本書紀が「詛」という異なる表現を用いていることの意味を考える。

二、イハナガヒメの「醜」

当該神話に登場する姉妹の役割を考えた場合、イハナガヒメの妹であるサクヤヒメには、天孫ニニギが地上（葦原中國）に降臨して最初に結婚する女性として神聖な御子を出産するという大きな役目がある。それは、古事記の中でサクヤヒメの出産がヒメの誓約による火中出産という形をとり、紛れもなく正当な神統譜を保証する内容となつてることからも理解できよう。日本書

紀でも、一書第一と一書第四以外は全てサクヤヒメの出産に言及している。記紀両書で、サクヤヒメは、初代神武天皇へと続く系譜に連なる御子を生む女性として、物語の構成上なくてはならない存在であることは明らかである。

では、古事記において、ニニギと結婚することなく、ニニギをはじめとした天皇の系譜に名を残すこともないイハナガヒメが描かれる理由とはいかなるものであったのか。また、イハナガヒメに対する古事記の表現は、一体何を意図して選択されたものなのであろうか。

イハナガヒメは古事記と日本書紀の第九段一書第二、一書第六にその名が記される。古事記では、イハナガヒメはその「凶醜」をニニギに疎まれて親のもとへ返されてしまい、それが原因となつて、天皇の命は短くなる。日本書紀一書第二では、イハナガヒメは「為醜」とニニギに評価され、自分だけが送り返された恨みによって、ニニギの子の生命が短くなるよう、「其生児、必如木花^ノ之、移落」と「詛」し、ニニギに復讐を果たす。ここでは、サクヤヒメから生れた子が移ろいやすい存在になるとされるのみで、天皇の命には言及されていないが、その移ろいやすい生命はサクヤヒメとニニギの子のみならず、孫以下にも継承されると思われる。さらに「一云」では世人の短命起源までが語られている。一書第六では、イハナガヒメはサクヤヒメの姉として紹介されるだけで、死の起源には展開しない。また、彼女の姿姿については一言も触れていない。この伝承には「云々」による省略があり、三宅和朗の分析に従えば、そこには一書第二とほぼ同

様の記事があつたことになるが⁽²⁾、「手玉玲瓈、織経之少女」という表現からは、イハナガヒメの「醜」は微塵もうかがうことができない。

このようにみていくと、イハナガヒメが登場し、さらに彼女の容姿まで言及される場合には、容姿の「醜」に伴つて、天皇や世人の短命起源が語られるのである。日本書紀本文では、イハナガヒメは登場せず、皇孫がサクヤヒメと結婚するのみで、死の起源に関する記述は全く見られない⁽³⁾。本文には編者による省略はないとする見方が一般的であるから、もともと死の起源の要素を持たない伝承であると認めてよいだろう。日本書紀の他の一書を参照しても、サクヤヒメ単独で登場する伝承で、短命起源が語られることはない。このことは、天皇の生命であるか、世人の生命であるかは別にして、短命起源神話はイハナガヒメに属する物語であつたことを意味する。

それではイハナガヒメを「醜」とすることは古事記にとつてどのような意味を持つのか、その点に考察を加えようと思う。

サクヤヒメの神話はバナナ・タイプ（選択型死の起源神話）に属するという指摘が大林太良等によつてなされている。その中で紀神話に類似したものを擧げる。

A 初め人間は、神が縄に結んで天空から垂下してくれるバナナの実を食べて、いつまでも命を維持していたが、或る時バナナの代りに石が降つて来たので、食べることのできない石には用がないと、人間は怒り退けた。そこで神は石を引込んで、またバナナを下したが、そのあとで、「石を受取つて置

けば、人間の寿命は、石のように堅く永く続く筈であったのに、これを退けてバナナの実を望んだため、人の命は、今後バナナの実のように短く朽ち果てる」と告げた。以来人間の命が短くなつて、死が生ずるに至つた。

天界の神が中央セレベスのある民族の遠祖とされる男のもとに、妻とすべく石乙女を降すと、男はその女の心の頑なさを嫌つて結婚を拒んだ。天神が更にバナナ乙女を降すと、男はその柔軟を愛してバナナ乙女と結婚して子孫が繁榮した。以

来人間の寿命は、石の如く堅固久遠に保たないで、バナナのようになく朽ち易くなつた。

Aの神話においては、人間は石とバナナの選択をせまられ、バナナしか選べないよう設定されている。最初の父母は創造神がくれる贈物を食べることによって命をつないでいるのだから、食物として摂取できない石を与えられても生命を維持できないことは明らかである。このような状況のもとでは、石をもらってバナナを断わるという選択にはたどりつきえない。バナナを選ぶよう、あらかじめ定められており、選択したバナナの属性によつて短命が決定するのである。神話は人間の死を説明するためにつくられたものであり、人間は死ぬという現実をえることができない以上、人間の運命は必ず死へむかう。また、松村武雄は小差であるとしたが、二つの物（二人）を同時に提示するか、相繼いで提示するかという違いに注目したい。Aの神話では、石とバナナが一つづつ選択者の前に提示され選択しなかつたものは神が天に戻してしまつたため、人間の手元に残るのは石かバナナのどちらか一つ

となつてゐる。神に与えられた物のうち、どちらを選ぶかという選択権は人間にあるが、両方を同時に得ることはできない。Bでは、はじめに石乙女、次にバナナ乙女という順で選択者のもとに降される。文脈的には、一方を選択した時点で話が決着すると思われ、石乙女とバナナ乙女の二人と結婚するという展開はありえない。これらの神話においては、神に提示された石とバナナ、その両方を手にすることはなく、片方を得る権利しか認められていないのである。

サクヤヒメの神話の場合、ニニギは、サクヤヒメとイハナガヒメの両方を手に入れる権利を有している。にもかかわらず、サクヤヒメのみを妻とする。その根拠が、他ならぬイハナガヒメの「醜」にあつた。当該神話がニニギの子孫の短命起源を説くものである以上、ニニギがイハナガヒメをその父ヤマツミのもとへ返すという展開がどうしても必要とされた。そうした状況において、両者を得る権利を有しながら、天孫自らが一方を選ぶとい形をとることは、至上神アマテラスの子孫（天神御子）としての威儀を確保することにもなるであろう。イハナガヒメの「醜」は、天皇の生命が短いことを正当化する為に實に都合のよい設定であったということができるのではないだろうか。

その「醜」について本居宣長は「石長比売の顔貌、ただ尋常の醜きのみには非で、可怖畏しかりしにやあらむ」と述べている。イハナガヒメの「醜」はただ事ではなく、畏れすら感じさせるというのである。その尋常でないほど醜いイハナガヒメを「見畏」みて、つまり彼女の容貌に畏れを感じて、父ヤマツミのもとへ返

したのが古事記の語るところなのである。日本書紀第九段一書第二には「見畏」の記述はない。ただ、姉のイハナガヒメは「醜」と思つて避け、妹のサクヤヒメは「有國色」として妻としただけである。

古事記における「見（驚）畏」の用例を挙げる。

- ① 於_レ是伊邪那岐命、見畏而逃還之時、
於_レ是天照大御神見畏、開_テ天石屋戸_レ而、

- ③ 故爾其姉者、因_テ甚凶醜、見畏而返送、
《上卷／木花之佐久夜毘売》

- ④ 於_レ是思_レ奇_テ其言、竊_テ伺_テ其方_レ産者、化_テ八尋和邇_レ而、匍匐委蛇。即見驚畏而遁退。
《上卷／鶴葺草葺不命令》

- ⑤ 一宿婚_テ肥長比壳患、光_テ海原_テ自_テ船追來。故益見畏以自_テ山多和_テ此_テ字以_テ音_テ引_テ越御船_テ逃上行也。
《中卷／本牟智和氣王》

- ⑥ 故_テ臨_テ其酣時_テ、自_テ懷出_テ劍_テ、取_テ熊曾之衣衿_テ、以_テ劍自_テ其胸刺通之時、其弟建、見畏逃出。
《中卷／小碓命の西征》

- ① イザナキは、黄泉国で既にヨモツヘグヒをしてしまった妻イザナミの腐乱した姿に接し、「見畏」みて葦原中國に帰還する。
② アマテラスは、スサノヲの乱暴な行為を「見畏」みてイハヤに隠れてしまう。④ ホラリは、妻トヨタマヒメの正体（八尋ワニ）を、⑤ ホムチワケはヒナガヒメの正体（蛇）を「見（驚き）畏」み、その場から退散するが、ヒナガヒメは「海原を光らして」追ってきたという。⑥ はヤマトタケルが熊襲の襟元をつかみ剣を

胸に刺し通す様子を、その熊襲の弟が「見畏」み、逃げる。「見畏」む対象は、異界に属する例もみられ、それがもたらす状況はいずれも尋常を逸脱しているのであり、それに接した皇祖や皇子がとった行為の必然性が確保されているようと思われる。そういう後の一連の展開をより自然に導いていると考えることができよう。天神の聖なる御子であるはずの天皇が必ず死ぬという現実を、神話によって根拠付け、正当化しようとしたところにこそ、サクヤヒメとイハナガヒメの容姿対比の構図が必要とされたと考えてよいのではないか。

天神御子・日の御子である天皇の生命が、永遠不滅でないのはなぜなのかという素朴な疑問に対応する答えとして、イハナガヒメは登場する。さらに古事記に限っていえば、ニニギに対して選択の自由を保証した上で、ニニギがサクヤヒメのみを妻とした選択の正当性を「凶醜」や「見畏」の表現によって主張するのである。

三、「うけひ」と「詛」

「うけひ」という語は古事記の中では、アマテラスとスサノヲの「宇氣比」が初出であり、そこには「自_テ字以下三字以音。下效_テ此。」という注が施されている。さらにサクヤヒメの神話には「宇氣比呂」とあって、ここにも「自_テ字下四字以_テ音。」の注が付されている。アマテラスとスサノヲの「うけひ」の段で「下效_テ此。」と書きつつも、サクヤヒメの神話で再び注をつけるこの行為には、「うけひ」という語の訓みに対する古事記編者の拘り

が伝わるようでもあり、「うけひ」という言葉がサクヤヒメの神話を構成する上で、重要な要素であることが認められる。

それに対し、ニニギの子孫の短命を説明する日本書紀の伝承においては、短命の直接の原因が、容姿の醜さを理由に親元へ返されたイハナガヒメの「詛」によるとされている。記紀とともに、

二ニギがイハナガヒメを妻として迎え入れたならば、子孫は巖のように永く存しだらうという内容で共通しているが、短命が引き起こされる理由となる「うけひ」・「詛」の違いにはどのような意味があるのだろうか。まず、古事記で一字一音表記される「うけひ」を和語（記紀で訓みを付されることのない「詛」）を漢語と捉え、前者は和語としての語義を、後者は漢字そのものの意味をそれぞれ考えることからはじめる。

「うけひ」について古事記の例を挙げる。なお、サクヤヒメの出産のようすに話の展開は、「うけひ」の内容を含むものでも、表現として「うけひ」を伴わないものは除いた。

1 爾天照大御神詔、然者汝心之清明、何以知。於是速須佐之男命答白、各宇氣比而生_子。_{自上三字以下音下效此故爾各中置天安河而、宇氣布時、}（上卷／天の安の河の誓約）故、其御子令_拜其大神宮_將遣之時、令_副誰人_{者吉}。

爾_天照_大御_神詔、故、科_曙立_王、令_ニ宇_氣比_白、_{宇氣比三字以音}令_ニ宇_氣比_生。

3 息長帝日壳命。於倭還上之時……香坂王、忍熊王聞而思

將_ニ待_ニ取_ニ進_ニ出_ニ於_ニ斗賀野_ニ為_ニ宇氣比狩也。爾香坂王、騰_ニ

坐_ニ歷木_ニ而是、大怒猪出、堀_ニ其歷木_ニ即_ニ昨_ニ食_ニ其香坂王。其

弟忍熊王、不畏其態、興_ニ軍_ニ待向_ニ時、赴_ニ喪船_ニ將_ニ攻_ニ空

船。（中巻／忍熊王の反逆）

1では、アマテラスとスサノヲはスサノヲの心が清明であるかどうかを判定するために「神が共に「うけひ」をする。2では、

出雲大神を参拝することによって御子が言葉を話すことができるようになるかどうかを知るために天皇が曙立王に「うけひ」をさせる。3では、香坂王と忍熊王は、神功皇后を待ち取ろうと思

斗賀野で「うけひ狩」をしたという。その「うけひ」が何を知るためであったのか、詞章を欠くため定かではないが、文脈からすれば皇后を取れるかどうかを知るための「うけひ狩」だったと思われる。「うけひ」とは不可知な事柄を知ろうとする行為であり、スサノヲの心が清明であつてほしい、などといった「うけひ」する主体の個人的な感情は「うけひ」の結果に関与しない。

3の例でも、香坂王と忍熊王に皇后を捕えたいとする願望はあるだろうが、そうした「うけひ」する側の心理状態とは無関係に結果が示される。

1では、「うけひ」によって両者に子が生れ、2では「うけひ」によって鷦が死んだり生き返ったり、葉広熊白櫛が枯れたり落_ニ如_ニ此詔之時、宇氣比其鷦_ニ地死。又詔_ニ之宇氣比活爾者、更活。又在甜白櫛之前葉広熊白櫛、令_ニ宇氣比枯_ニ亦

白」とあり、謙譲語「白す」が使用されている。それについて、新全集は「神に向つて申し上げるの意」と注している。⁽²⁾ 「神」であるかは別にして、表現の上でも超越的な力を操る存在が示されているといえよう。他人には知ることのできないスサノヲの心の善悪を知り、人間にはわからない神の世界のことを教示してくれる、人知を超えた存在であり、香坂王と忍熊王の例にみると、人間の生命に影響を及ぼす畏怖すべき存在でもある。神であるアマテラスとスサノヲが、「うけひ」によってスサノヲの清明心を判定していることから察すると、二神とは別の次元に位置する者であつたと思われる。人知を超えた所に存在する者の判断であるからこそ、「うけひ」をする意味があり、利用された。「うけひ」の設定によつては、自らの、あるいは他者の生命を危険にさらす可能性もあり、中途半端な気持ちで「うけひ」することは許されない。そうした意味をもつ「うけひ」をして子が生れたために、アマテラスはスサノヲの清明心を認め、それまで陥悪だつたスサノヲに対する態度を一変させる。垂仁天皇は、出雲大神を参拝することでホムチワケが言葉を話すようになると「うけひ」によつて保証されたからこそ、安心して皇子を出雲に送る。

また、アマテラスとスサノヲの「うけひ」では、アマテラスに味方するでもなくスサノヲに味方するでもない、中立的な立場からスサノヲの心の善悪を判定し、子を生ませる。曙立王の「うけひ」では、出雲大神の権力の及ばない所から大神の発言の虚実を判断し、鷦や葉広熊白櫛によつてその判断を明示する。香坂王・忍熊王の「うけひ」では、二王の側でも、皇后側でもない所か

ら、皇后を取れるかどうかを判断し、怒猪によつて香坂王を食い殺せざるというように、中立的に判定を下す。記紀その他の文献にみえる神々は人格神として名を与えられ、その名に支配されるため、中立的な立場で物事を判断する神ではもはやありえないが、「うけひ」の判断を下す存在は、名がないからこそ、善悪・吉凶・成否を中立的に判定することができる。

ただ、名のない存在であるために、神のように託宣をすることもなく、こちらから判定の方法を設定して積極的に働きかけることでしかその判断を得ることができない。判断を的確に得るためにには、絶対者の判定が最も明確に示されるよう設定して「うけひ」すべきであるが、その設定は、1のように「各字氣比而生子」としか設定されないもの、2のように「因^レ拜^ニ此大神、誠有^レ驗者、住^ニ是鷺巢池之樹^ニ鷺平、宇氣比落」と「AならばB」という形式で設定されるもの、3のように全く設定を欠くものなど、一様でない。判定結果も、スサノヲのように判定がわかりにくい場合もあれば、曙立王の「うけひ」のように明確に示される場合もある。判定の明確さは、「うけひ」する者の設定する能力によつて左右される。「うけひ」の詞章が一様でないのは、設定者の能力に委ねられるからなのである。

日本書紀では、分注によると、「うけひ」には「誓」「誓約」「祈」の漢字があてられる。分注の用例も総数に含めると、「誓」は三六例、「祈」は三九例使用されているが、「うけひ」と訓めるかどうか判断の難しいものも少なくない。ここでは「うけひ」と注された確実な例を参考として挙げる。

○ 天照大神復問曰、若然者、將何以明爾之赤心也。對曰、請與レ姫共誓。夫誓約之中、誓約之中此云字氣誓能義難簡必當レ生

子。如吾所生、是女者、則可以為有濁心。若是男者、則可以為有清心。

○ 日本書紀神代卷第六段本文時廢坂王・忍熊王、共出荒饑野、而祈狩之曰、祈狩此云三子氣比無利若有所成事、必獲良獸也。二王各居假廄。赤猪忽

出之登假廄、昨廢坂王而殺焉。

○ 日本書紀神功攝政元年二月

神代卷第六段本文の「誓約」の例は、分注のみならず、「日本書紀私記」も「宇介比乃美奈加」と訓んでいる。また、次に挙げ

る例では、兼方本が「ウケヒ」、兼夏本が「ウケヒ」、「宇介比

(弓)と付訓しており、「うけひ」と訓んでいた可能性が高い。

○ 故鹿葦津姫忿恨、乃作無戸室、入居其内、而誓之曰、妾所娠、若非天孫之胤、必當燃滅。如実天孫之胤、火不能害。即放火燒室。……凡三子矣。

○ 日本書紀神代卷第九段本文

これらの例においても、超常的な存在の判断が求められ、その判断は、子どもが生まれる・廢坂王が食い殺される・子が無事に生まれるという形で示される。

以上のように、「うけひ」の目的は、通常の判断能力では対処しきれない場合に、人格神とは別次元の、中立的な立場から善惡・吉凶・成否等を判断することができる存在の判断を講うこと

を第一とする。⁽⁹⁾そこには、「うけひ」する主体の個人的な価値判断や感情は入り込めず、中立的で、それゆえに絶対的な判断を求めることができる。

次に「詛」の例を挙げていく。

A 恨其兄子、乃取其伊豆志河之河嶋一節竹而作八目之荒籠、取其河石、合鹽而裹其竹葉、令詛言、如此竹葉青、如此竹葉萎而青萎。又如此鹽之盈乾而盈乾。又如

此石之沈而沈臥。如此令詛置於烟上。是以其兄八年之間、于萎病枯。故其兄患泣、請其御祖者、即令返其詛戶。

○ 古事記中卷秋山之下水壯夫と春山霞壯夫

B 因教之曰、以鉤與汝兄時、則可詛言、貧窮之本、飢餓之始、困苦之根、而後與之。

C 復有兄磯城軍、布滿於磐余邑。磯此云志。賊虜所據、皆是要害之地。故道路絕塞、無處可通。天皇惡之。是夜自祈而寢。夢有三天神訓之曰、宜取三天香山杜中土、香山、此云介遺夜摩。以造天平龕八十枚、平龕此云毗羅介。并造嚴龕、而敬祭天神地祇。嚴龕此云怡遂能詛離。亦為嚴呪詛。如此、則虜自平伏。

○ 日本書紀神代卷第十段一書第一

D 對曰、臣等失道、至沙比新羅。則新羅人捕臣等禁圍。經三月而欲殺。時久氏等、向天而呪詛之。新羅人怖其呪詛而不殺。○日本書紀神功攝政四七年四月御馬皇子、以曾善三輪君身狹故、思欲遣慮而往。不意、道逢邀軍、於三輪磐井側逆戰。不久被捉。臨刑指井而詛曰、此水者百姓唯得飲焉。王者獨不能飲矣。

F 真鳥大臣、恨事不濟、知身難免。計窮望絕。広指鹽詛。遂被殺戮。及其子弟。詛時唯忘角鹿之鹽、不以為詛。由是、角鹿之鹽、為天皇所食。余海之鹽、為天皇所忌。

〔日本書紀武烈即位前紀一月〕

Aでは「母」が「其兄子」を、Bでは弟が兄を、Cでは「天皇」が「賊虜」を、Dでは「久氏」が「新羅人」を、Eでは「御馬皇子」が「王」を、Fでは「真鳥大臣」が「天皇」を、というように必ず「詛」する対象が存在している。その対象の行為が「詛」する原因となり、相手に災いがふりかかる可能性を持つ事柄の実現に関して「詛」する。「うけひ」する者は絶対者の中立的な判断を求めて「うけひ」をするため、自らの個人的な価値判断や感情は入り込まないが、「詛」する者は、対象への恨みが根底にあって「詛」する。「詛」する主体の価値判断や感情が影響するのである。これは「うけひ」にはない、「詛」の特徴であるといえる。

ここで、再びサクヤヒメの神話をみていくことにする。

古事記では、ヤマツミの娘二人を娶るという選択が許されるのにも関わらず、サクヤヒメのみを妻とし、イハナガヒメは親元へ返送するが、その背後にはヤマツミの「うけひ」があり、代々の天皇の短命が決定される。「凶醜」なイハナガヒメは妻として娶らないという選択はニニギの意志によるものだと説む他がない。曙立王の「うけひ」では「鷦」が落ちるか落ちないかが基準となり、「鷦」は「うけひ」の結果を示すための道具でしかな

い。ヤマツミの「うけひ」ではニニギが娘を娶るか娶らないかが判断の基準となる。もしニニギが「鷦」と同じように道具であるならば、ニニギはイハナガヒメを娶らないという結果だけがあればよく、イハナガヒメが「醜」であると設定する必要はなかったであろう。高天原の威光を背負い、天皇の祖として最初に地上に降臨した神である天孫自らの意志によるのだとわざわざ語ることで、一般人とは異なる、天皇の立場を守つたのである。

また、当該神話の結婚は、天皇の系譜を語る上で極めて重要な結婚であり、天神と国神の結婚でもある。だからこそサクヤヒメは独断で承諾せず、返答を父に委任する。父ヤマツミはニニギの申し出に大歓喜して、「ニニギがイハナガヒメをお使いになれば永遠なる命がもたらされる」、「サクヤヒメをお使いになれば木の花のような繁栄がもたらされる」と「うけひ」をし、姉のイハナガヒメを副えて奉る。しかし姉は返され、そこではじめて自分の過失を悟り、大いに恥じて、「うけひ」をしたからこそイハナガヒメを副えて奉ったのだと説明する。恥じるヤマツミの姿からは、娘が返送されることを予期していたとは思われず、自分の「うけひ」によって天神御子の命が短くなってしまったと後に語ることを考えると、「うけひ」の効力を十分に理解していたものと思われる。こうしたヤマツミの行為は、ニニギに害を及ぼす可能性を想定せずに、天神でも国神でもない絶対者による天神御子の繁栄と不滅の付与を祈願したように読み取れる。しかし、ヤマツミの心理状態がどうあれ、「うけひ」は「うけひ」であり、祈誓とは異なる。「うけひ」によって発動した絶対者の力によつ

て、ニニギの子の短命と繁栄は決定するのである。イザナミが人間一般の死を決定したのに對し、天皇は絶対者の力によつて短命となる。「うけひ」を短命の根源として、イザナミのような人格神による天皇の生命への関与を認めず、名のない存在の関与のみを許容して、一般人と區別したものと思われる。

上代文献における「うけひ」の用例をみると、結果が出た後に「うけひ」をしていたと説明されるのは異例である。古事記編者は、天皇の短命と繁栄は、聖なる天皇の祖先が選びとつたものであり、その選択の正当性を主張するために、わざわざ「うけひ」という語を用いて絶対者の判断と重ねたものではなかつたか。そして、人格神の力が天皇の生命に及ぶことを防ぐための処置であつたと思われる。「うけひ」という表現は、王権を傷つけることなく天皇の短命を説明することを可能とし、さらには繁栄まで保証するのである。

一方、日本書紀第九段一書第二では、ニニギがイハナガヒメを返送したことによって、イハナガヒメが天孫を「詛」している。その「詛」には、ニニギの行為によつて引き起こされたイハナガヒメの恥が根底にあり、内容は「其生児、必如木花之、移落」という対象に災いを及ぼすものである。古事記で描かれるヤマツミの恥がニニギの子孫の短命起源に影響を及ぼさないのに対し、イハナガヒメの恥は「詛」の原動力となつて天皇の生命に関わつくるのである。恥という人間的な感情から湧き出たイハナガヒメの「詛」の言葉の中では、木の花のように散り落ちるというマイナスのイメージを付与される形でニニギの子の命は表現されてゐる余地を残しているともいえよう。その感情が王権を傷つける

いく。古事記のよう絶対者が判断した結果ではなく、一人の女性の感情が原因で、ニニギの子孫の寿命が決定してしまうのである。

四、まとめ

天皇の短命起源を正当に説明する手段として、イハナガヒメは存在する。また、イハナガヒメの「醜」に注目すると、古事記と日本書紀第九段一書第二ではその描かれ方に違いがみられる。古事記がイハナガヒメの醜さの度合いを強めたその訳は、「畏畏」むほどの「醜」を設定することで、ニニギがヒメを送り返したことに対する必然性を強めるためなのである。王権や天孫の絶対性に対する配慮が入念になされたと考えることができる。一方、日本書紀は古事記のよくな尋常ならざる「醜」をイハナガヒメに与えない。美しい女性だけを妻として欲するという人間的な感情のレベルにとどまつてゐるともいえる。

日本書紀が「詛」を、古事記が「うけひ」を用いていることに関しても同様のことがいえる。日本書紀は、ニニギの子孫及び世人の短命起源のものはイハナガヒメの天孫に対する「詛」であると語る。「詛」はその対象に災いを及ぼすものであるから、王権を傷つける可能性を多くはらむ。王権をあくまで絶対化しようとする場合、その表現は避けられるべきであつたろう。「一書曰」としてではあるが、その「詛」をあえて用いた日本書紀は、天孫の寿命決定にまで人間が人間として持つてゐる自然な感情が介入する余地を残しているともいえよう。その感情が王権を傷つける

ものであつてもそぐでなくとも、あらわに描写し、天皇に限らず、世人全体の死の起源でも語つてゐる。古事記は天孫ニニギを傷つけるような表現は使わない。親元に返されたことに対しても抱くであろう、イハナガヒメの恨みという感情についても古事記は一切ふれていない。

古事記があえて「うけひ」の語を用いたことには、二つの意味がある。一つは、イハナガヒメを奉った時のヤマツミの「うけひ」の結果、天皇の寿命と繁栄が決定されるが、それはあくまでも天皇の祖先自らが選択した結果であり、絶対者の判断と重なることによって天皇の絶対性は保証されるという意味をもつ。もう一つには、天皇の短命に、絶対者以外の人格神が関与することを防ぐ意味をもつ。

古事記編者は、天皇がその死によつて代替わりする度に、繰返し天皇の繁栄が確認されるよう意図して、表現に配慮をしながら、サクヤヒメの神話を構成したものと思われる。

- (1) 古事記及び日本書紀の引用・書下し文は、倉野憲司・武田祐吉校注『古事記 祝詞』(日本古典文学大系1)、坂本太郎・家永三郎・井上光貞・大野晋校注『日本書紀 上』(日本古典文学大系67)による。ただし、一部字体を常用漢字に改めた。
- (2) 三宅和朗『記紀神話の成立』四一頁
- (3) 三宅前掲書(三三頁～六七頁等参照)
- (4) 松村武雄『日本神話の研究』第三卷六〇八～六二二頁、大林太良『日本神話の起源』一二五頁参照。Aは、両書が紹介しているもので、中央セレベスのボソ族の神話である。Bは、松村が紹介してい

(5) るもので、宇野圓空が採集した中央セレベスの神話だといふ。

松村前掲書、六二一頁参照。記紀神話とBを比較して、「わが瓊杵尊・木花開耶姫婚姻の神話とこの伝承との内容上及び意義上の開きは、洵に僅少で、(1) 婚姻すべき女性の提供者が、前者にあつては國つ神、後者にあつては天つ神となつてゐる点、及び(2) 一にあつては、婚姻すべき二人の女性が同時に薦められ、他にあつてはそれ等が相繼いで薦められてゐる点だけに過ぎないばかりでなく、猶ほまたさうした差異は、説話が説かんとする中核的趣旨からいふと、実は何等の故障にもなつてゐない。」と述べている。

(6) 本居宣長『古事記傳』(本居宣長全集第一〇巻)一二二頁

(7) 山口佳紀・神野志隆光校注訳『古事記』(新編日本古典文学全集

1) 一二〇七頁注一〇)

(8) 松本直樹『古事記神話論』一三三頁等参照

(9)

「うけひ」の語義は、「古事記 祝詞」(日本古典文学大系1)が、「吉凶白黒を判断する場合に、必ずかくあるべしと心に期して或行為をするのを」いう。……占としての性質がいちじるしい」、「日本書紀 上」(日本古典文学大系67)が、「ウケフはあらかじめAB二つの事態を予測し、現実にAが起れば神意はA'であり、Bが起れば神意はB'にある」と、前以つて定めておき、実際に起つてくる事態を見て、神意の所在を判断すること」、「時代別国語大辞典 上代編」が「ある事柄の実現を祈嘗すること」と説明している。他に儀式裁判の性格を見るもの(次田潤『古事記新講』修正版)、一種の儀式と見るもの(武田祐吉『古事記』角川文庫)がある。このように多くの注釈書が神の関与を認めてゐるが、土橋寛は「ウケヒは過去・現在・未來の知ることのできない「眞実」(神意)ではなく「眞実」を知るためにト占の方法として、また誓約(約束すること)を「眞実」なものにするための方法として、実修される言語呪術であり、「もしAならば、Aならむ」というその形式は、「こう言え、こうなる」という言靈信仰に基づく呪文の形式にはかならない」(土橋寛「ウケヒ考」『日本古代の呪縛と説話』五五頁)と定義し

て、神の関与を否定し、「うけひ」によって起る超常現象は言霊の力によるものと説明しているが、1や3の例では言霊としてあるべき「うけひ」の詞章そのものが記されてない。また、「うけひ」の詞章が「こう言えば、こうなる」という言霊信仰に基づくとするならば、イハナガヒメを娶れば天神御子の生命は不動のものになる、というオホヤマツミの「うけひ」は成就するものと思われる。土橋は「大山祇神が立てたウケヒの言霊によって皇孫の寿命は長久ではありえないのだ」というのである」と説明しているが、そうなれば「こう言えば、こうなる」という言霊信仰の定義から見直さればなるまい。神であるかは別にして、超常的な力を持つ存在の関与

を認めてよいのではないだろうか。このような存在を、溝口睦子は「目に見えない宇宙の意志」「宇宙の心」と捉える（「名づけられていない『神』」「古事記年報」39、一九九七年一月）。

(10) ヤマツミの「うけひ」は、多くの注釈書が、神への「祈」「祈誓」「誓約」と解釈している（賀茂真淵著入本古事記、中島悦次「古事記評釋」、倉野憲司「古事記全註釈」、次田真幸「古事記」講談社藝術文庫、等）。

(11) 西郷信綱は「チカフ・イノルは人が神に一方的にかわるにたいし、ウケヒは神意のしるしを乞うける点で違う」ことを指摘する（「古事記注釈 第一巻」二六二頁）。